

特別養子縁組の支援に関わるあなたに届けたい声 ~養子・養親566人のニーズと支援のポイント~

はじめに

HITOTOWAでは、こども家庭庁令和6年度子ども・子育て支援等推進調査研究事業において、養子・養親の視点で縁組成立前後における望ましい支援のあり方を検討するため、「特別養子縁組の支援に関する養子・養親へのアンケート調査」を実施しました。

特別養子縁組とは、こどもの福祉のために、こどもが生みの親との法的な親子関係を解消し、養親と親子関係を結ぶ制度です。

令和元年の制度改正では、特別養子縁組の対象年齢の拡大や家庭裁判所の 手続きの合理化による養親候補者の負担軽減が図られ、こどものパーマネンシー 保障のための選択肢として活用が期待されています。

特別養子縁組の成立後については、児童相談所と民間あっせん機関それぞれの指針において、成立後半年以降も必要な支援を行うべきことが明記されました。

しかし、特別養子縁組の成立後に支援機関との関わりが途切れてしまったり、 必要な支援が受けられなかったりするケースもあり、養子・養親が必要な支援や 情報にアクセスしやすくなるための体制整備が重要となっています。

本冊子は、特別養子縁組の支援にかかわる皆様が、養子縁組家庭のニーズをつかむ手がかりを得られるよう作成しました。今後の支援を検討する際にご活用いただければ嬉しく思います。

HITOTOWA こども総研一同







P1 はじめに

目次

P3 調査結果 I

養子縁組の成立前後に支援を受けた経験とニーズ

P8 付録

養親候補者を対象とした研修のテーマ(例)

P9 調査結果 II

養子縁組に関する記録の開示やルーツ探し

P13 付録

各年代で支援ニーズが高い内容 (例)

P14 調査結果Ⅲ

支援や制度に関する養子・養親の声

P20 専門家からのメッセージ

P21 調査概要

※以降のページでの「養子縁組」は、特別養子縁組のことをさします。

有効回答数 養子 n=31 養親 n=535

本冊子に掲載の内容は、主な調査結果を抜粋したものです。 詳細は調査研究報告書をご覧ください。

特別養子縁組制度推進のための効果的な 支援方法等の検討に関する調査研究 報告書



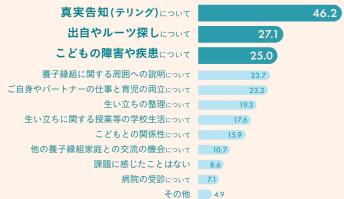
養子縁組の成立前後に 支援を受けた経験とニーズ

01 養子縁組家庭での生活や、縁組後の養育で課題に感じた点(複数回答)



学校生活 養子が生い立ちの授業や1/2成人式で困ったり、養子であると話したことをきっかけにいじめに遭ったり するケースも。養子縁組家庭に対する理解をひろげ、教育機関とも連携して支援をすることが必要ですね。



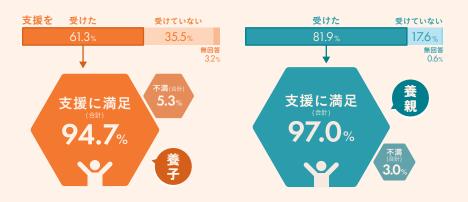


支援のポイント

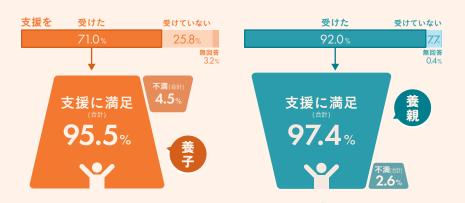
養子の回答が多かった「出自やルーツ探し」や「生い立ちの整理」は、養子が成長とともにアイデンティティを形成していく上で欠かせない、大切なプロセスです。また、養親の回答が多かった「真実告知(テリング)」は、そうしたプロセスの出発点ともいえます。かならず実施できるよう、養親の不安にも寄り添いながら、養親と支援機関が協力してこどもの発達や特性に合わせた進め方を検討しましょう。加えて、養子の心理的なサポートの方法を考えておくこともポイントです。

02 養子縁組の成立後、養子縁組の仲介をした機関に限らず、 現在までに1回以上支援を受けた経験とその満足度**

真実告知(テリング)・生い立ちの整理・出自やルーツ探しに関する支援



他の里親や養子縁組家庭、養子同士の交流に関する支援※



自治体を超えた転居や、民間あっせん機関の廃業などにより、地域で他の養子縁組家庭との 交流の機会を得られないケースも。養子縁組をした自治体や機関にかかわらず、地域で生活 する家庭として養子縁組家庭を支える体制をつくることが、孤立を防ぐことにつながります。

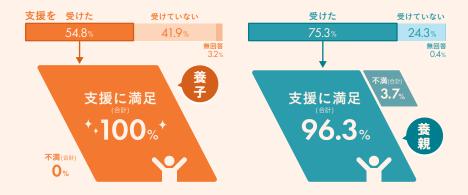
※「支援に満足」は、支援を受けた方のうち「良かった」「どちらかと言えばよかった」と回答した方、「支援に不満」は「良くなかった」「どちらかと言えば良くなかった」と回答した方の合計値です。



児童相談所や民間あっせん機関が、養子縁組家庭と生みの親やきょうだい等との間に入り、交流を 行う場合もあります。交流をすべきかどうか、またその方法(手紙や写真のやり取りなど)や取り決め については、こどもの最善の利益となるよう、こどもの意向も考慮し検討していきましょう。



親子関係や養育※に関する支援※「養育」は養親のみ



支援のポイント

point. 1 すべての支援で、養親より養子の方が「支援を受けていない」とする回答が多くなっています。養子に必要な情報や支援が届いていないことも考えられるため、養子自身のニーズを把握する機会や、必要な支援を受けられる機会を作れるよう工夫すると良いでしょう。また、必要な支援は時間の経過や養子の成長段階とともに変化するものです。

養子縁組を専門とした里親支援機関を設置している自治体では、華子縁組の成立前後

している自治体では、養子縁組の成立前後 だけでなく、真実告知 (テリング) やライフ ストーリーワークなどを含めて、長期的に 養子縁組家庭の成長に寄り添い支援を行っ ている事例もあります。

\ インタビューで聞いた /

縁組後の支援に関する経験や意見

養 子

(養子の定期的な集まりに) 高校生から参加した自分でも、 気持ちが少しは楽になる、自分 だけじゃないと思えた。(民間 あっせん機関での縁組)

親が良かれと思って「児童相談所の援助はいらない」という強気な里親だったので、児童相談所の助けもなかった。自分の人生の節目で様々な出会いがあって、それが一つずつの支援、エンパワメントになり、落とし所を作っていったと感じる。(児童相談所経由での縁組)

親もどういうふうに育てようとか、いつ真実告知 したらいいかとか悩んでいたと思うが、話せる人 もおらず、孤立してきたことがいちばんの課題に なると思う。(児童相談所経由での縁組)

1人目のこどもが学校で暴れてしまい、それが 続いた時にすがるところ、話を聞いてくれるところ があってよかった。その里親支援機関は委託を 受けたのが、児童相談所だろうが民間だろうが、 わけへだてなく相談に乗ってくれるのが心強い。 (民間あっせん機関・児童相談所での縁組)

理想としては、こども自身にカウンセリングをしてほしい。真実告知したが、人によると思う。その場でいろんな人に言う子もいれば、うちのこどもはわかったと言って噛み締めて黙っているタイプ。母・父としてサポートするのは当然だが、専門家に精神面のケアをしてもらえるとすごくいい。(民間あっせん機関での縁組)



一番いい支援というのはなく、その子によって違うのだと思う。きょうだいによっても違う。その養子の選択、思いを団体の方針によって縛られたり、真実告知をされないことによって選択すらできなかったり、大人の介在によって素直に選択できないことが一番の問題。選択肢が少ないというのが、いまの現状だと感じる。子どもの権利にもつながることだが、選択肢をたくさん増やして、横のつながりが欲しい人はつながるし、つながらなくてもいい人はホームページで情報を得るだけでもいい、たくさんの選択肢が整っていくのがいいのかなと思っている。(児童相談所経由での縁組)



養親

本当は自治体にも特別養子縁組のサークルがあったが、民間あっせん機関で縁組をした人は入れないと言われた。仲介を受けた団体がなくなったから入れて欲しいと頼み込んで入れてもらった。(民間あっせん機関での縁組)

交流から委託後まで、乳児院がこどもの お世話に関する相談に乗ってくれた。 夜中に夜泣きが大変な時も電話で対応 してくれて、何度も救われた。(児童相談 所経由での縁組)

.

養親

真実告知 (テリング) など、こどもの発達や特性に合わせた 継続的な支援が必要なものは、1 度きりの研修にとどまらず、 養子縁組家庭の相談に応じることが重要です。



支援のポイント

家族関係の再構築やその後の自立を 見据えた養育を行う養育里親と、縁組 成立後は養子として養子縁組家庭での 生活を継続する養子縁組里親。ことも と養育者との間に永続的な家族関係が 構築されることなど、制度による違い を前提に置き、研修内容を検討すること が大切です。 の 研修の構成は、座学だけではなく、参加者同士の対話を含む グループワーク形式とするなど、主体的な受講を促す構成とする ことも有効です。

研修などで、養子縁組を必要とするこどもの背景やこどもの支援 ニーズを丁寧に伝え、「支援機関に頼ることは恥ずかしいことで はない」というメッセージを伝えていきましょう。支援を受ける ことの心理的なハードルを下げるとともに、必要な時にアクセス しやすい相談先をあらかじめ紹介しておけるとよいですね。

養親候補者の登録前

- 養育里親と養子縁組里親の養育過程における共通点(愛着形成等)と相違点 (真実告知(テリング)の方法やタイミング等)
- ・ 社会的養育やこどもの権利 (特に意見表明権や出自を知る権利等) に関すること
- ・ 特別なニーズ (障害・疾病・外国籍等)を持つこどもの養育
- 真実告知 (テリング) の概要、意義
- ・ 養子縁組の手続き(申立にかかる手続きや入籍に伴う自治体窓口における手続き等)
- 養子縁組成立までのスケジュール
- 育児休業制度の利用方法
- ・縁組成立後に受けられる支援(相談、他の養子縁組家庭との交流、真実告知 (テリング)・生い立ちの整理・出自やルーツ探し、生みの親やその親族との交流、 養子縁組に関する記録へのアクセス等)や相談先

養親候補者の登録後・委託後

- 養育に関すること (愛着形成、性教育、体罰の禁止等) や親子関係の構築支援
- ・乳幼児の子育てにおいて必要な知識(小児医学、予防接種や検診の受け方、 家の中の安全確保、ミルク・離乳食・沐浴等を含む育児に関すること等)
- ・特別なニーズ (障害・疾病・外国籍等)を持つこどもの養育
- 真実告知 (テリング)の意義、具体的な実施方法
- 生い立ちの整理、ライフストーリーワーク
- ・養子縁組に関することの周囲への説明方法 (こどもの保育園や学校、病院、 親族等)
- 自治体等の子育て支援サービスの利用方法
- 養親希望者手数料負担軽減事業 (実施している自治体の場合)の利用方法

養親

インタビューで聞いた **研修で知りたいこと**

民間あっせん機関でこども迎えて裁判が終わるまでを一度経験したら、大体これくらいの時期にこれをするというスケジュールはわかった。これを知れれば養親の不安が減るのではと思う。 (民間あっせん機関・児童相談所での縁組)



とした研修のテーマ

者を対象

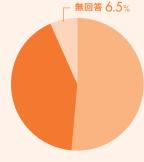
養子縁組に関する 記録の開示やルーツ探し

01 養子縁組に関する記録を得ようと思った経験



記録を得ようと 思ったことがある

41.9%



記録を得ようと 思ったことがない

51.6%

養子縁組に関する記録を 初めて得ようと思った年齢

最小值 13 歲 ~ 最大值 25 歲 平均 17.9 歲



インタビューで聞いたルーツ探しに関する経験や意見

(20代でルーツ探しをした時) 何か支援や具体的な手続きを教えてくれたり、前後の心理的なケアもなかったため、養子の友達に話して聞いてもらうのが一番だった。 説明してくれるホームページなど、なんでもいいので情報が得られるところがあるといいと思う。これを一気に大人になってからやったので、親はもう頼れない関係なので、頼れる相談機関、伴走してくれる機関が別にあればよかった。ISSJ さんなどがされているような窓口が当時もあればと思った。

理想としては、小さい頃から真実告知と併せて、養親と一緒にやっていくこと。 養親も悩むので、そこに専門家が一緒に作戦を考えてくれたりするといい。知った 当時は、大学に通えなくなるくらい落ち込んだ。(児童相談所経由での縁組)



02 | 養子縁組に関する記録へのアクセス方法を知っていますか



アクセス方法を知っている人(12人)のうち、 58.3%が自分でアクセス方法を調べています

自分で調べた

58.3

養親から聞いた 41.7

養子縁組の仲介をした機関から聞いた 8.3

養子縁組の仲介をした機関以外の機関から聞いた 8.3

その他 8.3

他の養子縁組家庭の養親・養子から聞いた 0.0

03 養子縁組成立時、仲介機関から養子縁組に関する記録への アクセス方法について情報提供がありましたか



なかった 49.9%

あった **49.0**%

無回答 1.1%

情報提供がなかった人(267人)のうち、 53.2%がアクセス方法を知りません

アクセス方法を知らない

53.2

養子縁組の仲介をした機関から聞いた 16.5

自分で調べた 11.2

他の養子縁組家庭の養親・養子から聞いた 10.5

その他 7.5

養子縁組の仲介をした機関 以外の機関から聞いた 4.1

無回答 1.9

万法を知った経緯(複数回答)

支援のポイント

ルーツ探しは、年齢を問わず、養子の生涯にわたって続くものです。調査結果を見てみると、現状は記録へのアクセス方法を知らない養子・養親も一定数いることがわかります。こどもの出自を知る権利を保障する観点から、養子縁組の成立時だけでなく養子・養親が知りたいと思った時に、支援機関が、記録にアクセスできることやその方法を伝えることが必要ですね。

04 自分の出自に関する情報について知りたい範囲



無回答 9.7%

からな

11 6.5%

自分 関する情 知りたいと思わない 報を 自

る情報は らく感じる可能性 知り な が

自分 情報はす の出 べ

自 知り 関 い

支援のポイント

point.1

養子やその家族が、養子縁組の記録を探したり、生みの親とのコンタクト を試みたりする過程では、**心理的な負荷がかかったり、想像とは異なる** 事実に辿り着いたり、想定していなかったことが起こったりする可能性 もあります。

支援機関は出自を知る権利を保障する観点から、原則として養子や養親 候補者、生みの親などの情報を含む全ての養子縁組に関する記録を残し、 適切な方法で保管する必要があります**。また、記録の内容として、名前 や出来事などの事実情報だけでなく、具体的なエピソードを知りたいと いう声も聞かれます。動画や写真などを記録しておく方法もありますね。

養子が情報を得たいと思ったタイミング で、記録を探したり問い合わせたりする 際のサポート、問い合わせ前後のカウン セリング、生みの親やその親族との交流の サポートを受けられるよう、児童相談所 や民間あっせん機関などの支援機関が 支援することが重要です。

point.4

養子縁組の記録を探している方には、 下記のような相談窓口もあります。

※養子縁組に関する記録は児童相談所運営指針で永年保存とされており、民間あっせん機関においても、あっせん法第18条及び民間 あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則(平成29年厚生労働省令第125号)第7条第3項 において、養子縁組あっせん事業に係る業務の全部を廃止するまで帳簿を保存しなければならないとされています。

養子縁組の記録を探している方へ

運営:社会福祉法人日本国際社会事業団 (ISSJ)

養子縁組制度やルーツ探しなどを紹介するWEBサイト。 養子、養親、生みの親・親族などの養子縁組当事者、 支援者が利用できる相談窓口もあります。





05 | 養子に、養子縁組の記録にアクセスできることを どのようにして伝えるべきだと思いますか



養親から説明する 48.4%

無回答 3.2%

わからない 9.7%

その他 12.9%

養子縁組の仲介をした 機関から、全員に 書面等で伝える

25.8%



- ●養親からはもちろん、隠されること を防ぐためにも、仲介機関などから 直接面会の上伝えることが望ましい と考える。
- ◆養親との関係性があるのであれば親 から、もし無いのであれば、仲介機関 がやるべきだと思う。
- 養親からも機関からも、どちらにも 伝える義務があると思う。







養親から説明する 68.4%

わからない 8.8%

その他3.6%

養子縁組の仲介をした 機関から、全員に 書面等で伝える

19.3%

その他の声

- 養親からか、仲介した機関からなど 選べるとよい。
- •子供と養親との関係性は各々違うと 思うので、仲介機関と養親で話し 合うことが大切かなと思います。
- 養親から伝えるが、養親への遠慮 などがないように、支援機関などの 第3者も関わる。
- ●養親が伝えれば良いが、伝えない人 もいるかもしれないので児童相談所 などからも伝えた方が良い。
- •広く権利として周知し、ネット等で 調べれば必ずわかるようにする。

12



支援のポイント

養子・養親ともに「養親から説明する」の回答が最も多く、「養子縁組の仲介をした 機関から、全員に書面等で伝える」の回答も約20%~25%程度あります。養子が 一定年齢に達した際は、必要に応じて養親と協議し、支援機関から養子に対してアク セス方法などを伝えることも考えられます。

11

LI 内

どの年代にも共通

- こどもの年齢に応じた真実告知 (テリング) の実施
- 他の養子縁組家庭(養子・養親)との交流機会の確保
- ・地域や学校、保育園、幼稚園等のコミュニティで、 養子縁組のことをどのように説明するか
- 養子縁組に関する記録へのアクセス、ルーツ探し
- 生みの親やその親族との交流



就学時

- 新生児や乳児の養育全般
- 各種検診・予防接種等の受診
- こどもの発達や障害への対応
- 養親の仕事と育児の両立

小学生

- こどもの生い立ちの整理やライフ ストーリーワークの実施
- こどもの発達や障害への対応
- こどもの学校生活への対応(友人 関係や生い立ちの授業、行き渋り等)
- こどもの思春期を見据えた準備

中学生以降

- こどもの生い立ちの整理や ライフストーリーワークの実施
- こどもの思春期への対応

支援のポイント

支援の 体制づくり 養子縁組の成立後半年以降も適切な支援ができるよう、児童相談所や民間 あっせん機関などが養子縁組家庭と信頼関係を構築し、継続的に支援を 提供できる体制をとっておきましょう。自治体においては、養子縁組家庭 などを担当するチームをつくることや、養子縁組里親や養子縁組家庭に 対する包括的な業務を担う支援機関を設けることも有効です。



支援や制度に関する 養子・養親の声



出自を知る権利や養子縁組の記録

出自に関する情報を知りたい時に頼れる機関が お世話になった民間のあっせん団体しかないの で、大人になった養子が出自をアクセスしやすい、 韓国にあるセンターができればいいなと思う。

遺伝性の病気のリスクなどについて、 養子本人が希望すればある程度知る ことができる状態であって欲しい。

生みの親の家系の病歴などを可能な限り知りたい。

養子縁組になると行政からの支援もなくなるため、当事者は孤立になりやすいと思います。現在自分自身も、記録についてすべてを開示できないと乳児院から言われている現状で、大人になってからの生い立ち整理がこんなにも難しいのか、と痛感しています。

出自を知る権利は、その後の人格形成においても当事者たちが乗り越える必要な壁でもあると思います。そしてそれを一緒に乗り越えてくれる人の存在(友人や親等)は必ず必要であり、当事者任せではいけないと思います。

私は小さい頃から養子であることを伝えられていたし、絵本などでどういう制度か説明も受けていたので、現在の両親とは別の産みの母親がいることにも違和感を感じなかった。こどもが成長してから伝えるより、幼い頃から養子である旨を説明する方がよいのではないかと個人的には思ってます。

記録などは残しておいてほしい。 いつ記録を確認したくなる日が くるかわからないから。

産んでくれたお母さんに会いたい

制度のあり方や普及啓発

特別養子縁組、里親家庭。それぞれの幸せがあると思います。1番は子供の未来、が大切という大前提は踏まえて頂きたい。

とてもいい制度なのでもっと フランクにみんなに知っても らえる機会を増やして欲しい。 同性愛者の方にもこの制度をもっと 知ってもらう方がいいと思う。

現在、養子縁組を支援している人は、長年養子 縁組に携わってきた人や養親が多く、実際に一番 の当事者である養子の声が全く入っていない と感じる。今後、養子の声をどう社会に出して いくか、支援者に届けるかが課題だと思う。

支援機関・関係機関に対して

養子縁組の手続き

養子縁組関係の手続きを区役所でする際、一から 説明が必要で担当者が理解するのに時間がかかる。 児相より情報提供したうえでスムーズに手続きがで きるようになるといいと思う。

出生証明を新しい母子手帳に記載してほしい。

縁組成立後の支援

小学校に入ってからどんどん明らかになる 発達の課題について「もう実子になって いるので」と児相に断わられ相談先がな かった。里子との差が大きすぎる。せめて、 ほかの相談先に繋いで欲しかった。

> 養子同士、養親同士が交流 しやすい場を提供して欲しい。

県を跨いだ引越しをした身では、引越しした 途端に全く支援もなくなりました。こちらから、 情報を得るしかなくなり、里親さんも知らない ので非常に孤立感を感じています。

子どものメンタルフォローできる専門機関 が自治体にあればいいと思う。

子どもたちが他者との違いを意識し始める 思春期以降になって、本人たちが相談できる 場所や拠り所があればいいと希望する。

> 縁組が整うと、児相は相談や情報 提供等の支援は、こちらから要請 しないとなかなかしてくれないと 感じた。もう少し、縁組後も子供 を心配してほしいと感じている。



制度の普及啓発

特に保育や学校関係の方には、ぜひ 研修などを受けていただきたいです。

社会的に正しく認識してもらえるように教育 に組み込んでほしい。助かる命が増えたり、 養親や養子が偏見等なく安心して子育て できる環境作りに繋がると思います。

特別なニーズのあるこども

社会的養護を経験したお子さん には発達の問題を抱えている子 も多い。普通の子育てよりも更に 多様な支援が必要な状況。孤立 しない子育てとなるよう支援機関 との関わりが必要と感じます。

出自を知る権利や養子縁組の記録

情報提供だけでなく、心のケアも第三者に 入ってもらえたら養子、養親ともに助かるの ではと思います。養親だけでは抱えきれない ことが出て来た時にいつでも頼れるような 支援先があるとありがたいです。

裁判記録が5年しか保存されないのは 大問題。裁判所とは別の専門機関で 保存して、出自を辿ることができるよう にするべき。

支援体制

があってもいいのかもしれません。

委託したらそれで終わりではなく、養子が 自治体によっては特別養子縁組を 成人してもなお悩むタイミングはたくさん 希望する生みの親がおらず、自治体 あるので、継続的な支援が可能なスタッフ の枠をこえてマッチングできる仕組み や機関の教育が<u>必要だと感じます。</u>

その他

法律婚の夫婦以外も養親に なれるよう、養親の対象者を 拡大してほしい。

これから、いろんなことがある と思います。声を聞いてくれる このようなアンケートをまた お願いします。

今後の制度について

経済的な支援

親の金銭的不安等で縁組を躊躇される 方がいるとしたらとてももったいない。

里親制度のように金銭的な 援助があるとありがたい

高齢で縁組した場合、将来の教育費 が心配。こどもが希望すれば誰もが 教育を受けられる支援をしてほしい

限られた都道府県だけでなく、 全国どこでも手数料の負担軽減 が受けられるようにしてほしい。

病院の受診や健康保険

養子縁組が成立するまでの間、健診を受ける 病院を探すのに苦労した。事情を話し、受け 入れてくれる病院を探すのが大変だった。

自治体によっては特別養子縁組成立 前の試験養育期間中は児童手当や 子ども医療証が申請できないため、 申請できるようにしてほしいです。

育児休業や休暇

受託後、裁判所への申立を行うまでの間が制度 的空白になりやすい。特に育休を取る場合、 申立までは申請が認められず、有給などで凌ぐ 場合が多く、綱渡りになる家庭も多いように 感じます(※注:民間あっせん機関の場合)。

一般の産休に相当するような特別 休暇があれば共働きの家庭でも 養子制度へのハードルが下がる かもしれないと思いました

育児休業や看護休暇等、実子と同様の支援 はありますが、どれも低年齢に限られます。 養子に関しては低年齢とは限らないので、 その点を考慮して制度を充実させてほしい

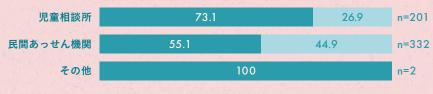
「特別養子縁組に伴う休暇 (有休)」が全企業に設定 されることを切に願います。

こどもの養育と仕事の両立に関する調査結果

本調査では、養親から、今後特に拡充が必要だと思う制度として、「養子縁組を前提にこどもが委託された 時点で利用できる育児休業制度(58.5%)」「こどもの受け入れ前に必要な活動のための休暇制度 (48.6%)」が多く挙げられました。養子縁組前も含めた休暇を制度化している諸外国もあり、日本に おいても企業などが特別養子縁組に伴う休暇を付与したり、こどもの委託があった時点で育児休業 (育児休業給付金・保険料免除含む)が利用できたりするなど、仕事を退職することなくこどもを養育 できる制度の推進が必要です。 | 歳以上でも、特別養子縁組が望ましいこどもがいることや里親養育でも 育児休業を求める声があることを踏まえて、こどもを養育する際の休業等のあり方の議論を社会全体で 進めていけたらと思います。

01 こどもの養育を開始する直前の就労状況(仲介をした機関別)

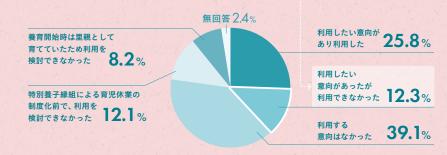
児童相談所で仲介を受けた養親の約7割、民間あっせん機関で仲介を受けた養親の約6割が共働き



- ご自身と配偶者が両方とも就労していた(共働き)
- □ ご自身および配偶者のいずれも就労していなかった
- ご自身もしくは配偶者のいずれか片方が就労していた
- □ わからない

02 | 養育開始時の育児休業の利用状況

育児休業制度を「利用したい意向があったが利用できなかった」と回答した方 (66名) の利用できなかった 理由は、「養子縁組の仲介をした機関が育児への専念を重視していたため(25.8%)」が最も多かったほか、 こどもが | 歳以上で対象にならなかった、制度の利用要件を満たしていなかったなどの回答も



支援者へのメッセージ

血が繋がっていなくても、しっかり 「家族」になれます。母親にならせ てくれてありがとう。

養子縁組の制度と児相の職員さん の支援があったおかげで子育てや親 (自分) 育てが出来ています。 特別養子縁組という制度があるお陰で2人の可愛い子どもに出会え家族になれたことに大変感謝しています。これからも必要とされている養子・養親が幸せになれる出会い・体制が発展していく事を願っています。

身近なところで、定期的に集いを催していただいており、元気をもらっています。当事者同士が情報交換し、子どもたちも顔なじみになり、子どもたちもいつか助け合える存在になれたらいいなぁと思います。

大人になった当事者たちの声、活動が広がることは、 今の子どもたちの大きな味方、支えになるように思い ます。それは、養親にとってもありがたいことです。 当事者たちの活動支援をお願いします。

特別養子縁組をしてから、私たち夫婦は、生活が一変しました。大変なこともありましたが、素晴らしい景色を、子どもが見せてくれています。 世界一幸せで、この子が宝物です。この制度に、感謝します。

専門家からのメッセージ



日本女子大学 人間社会学部 社会福祉学科 教授

林 浩康氏

「わからなさ」でつながり合える関係

日々の養育が、子どもの利益に適っているかの判断は難しいものです。そのことについて、ある養親さんの声が印象に残っています。「養育について大切なことは答えが出ない問を持ち続けること、揺らぎや不安に心地よく身を委ねること」という言葉です。一定の信念や養育観に固執しない柔軟性をもち、養育とはどうあるべきかを問い続ける姿勢の重要性を指摘されていると思います。近年耳にする「ネガティブ・ケイパビリティ」とも通じる言葉のように思いました。

「ネガティブ・ケイパビリティ」とは、どうにも答えの出ない、どうにも対処しようのない 事態に耐える能力、的確かつ迅速に対処する能力とは裏返しの能力であり、論理を離れた、 どのようにも決められない、宙ぶらりんの状態を回避せず、耐え抜く能力と言われています。 養育者が自身の養育について確信を持たず問い続けること、白黒つけず、曖昧さに耐え ながら最適な判断に努める姿勢が大切であると思います。そのために養育に関する 「わからなさ」「迷い」「辛さ」などを共有できる支援者の存在が必要だと思います。養親 が人の力を借り、自分一人で養育や責任を抱え込まないために、支援者として養親の 「心の揺らぎ」や「もやもや感」に寄り添うという伴走型支援の大切さを実感させられます。

養子・養親が求める支援 -出自・テリングを支える制度整備 -

本調査の結果より、養子・養親の支援に対するニーズの高さがうかがえます。養親が感じるニーズは主に養子縁組の手続き、出自・テリング、子育てで生じる困難、養子縁組に対する社会の理解、制度的整備への要望という5点に分類できます。特に出自・テリングや生い立ちに関するものは、一過性のものではなく、こどもの成長とともに節目ごとに繰り返し向き合う必要がある課題です。養子当事者が直面する困難の多くも、出自やルーツ探しに関連することに集中していますが、出自情報へのアクセス方法を知らない人も多い結果となっています。

韓国では、朝鮮戦争後に多くのこどもが国内外で養子縁組されましたたが、その 手続きや記録の保管等は整備されないままでした。その反省を踏まえ、現在では、 国が設置した児童権利保障院において出自情報を一元管理し、開示の際に支援する 体制が整えられています。本調査に寄せられた声を真摯に受け止め、日本においても こどもが自らの出自を知る権利を保障する観点から、国による出自情報の一元管理 システムの構築が強く望まれます。



目白大学 人間学部 人間福祉学科 教授

姜 恩和氏

調査概要

■ 調査目的 養子・養親が支援を受けた経験やニーズを調査すること。

■ 調査対象者 下記に当てはまる方で、令和6年11月1日現在、日本に住んでいる方

- 特別養子縁組が成立した、15歳以上の養子

- 平成16年11月1日~令和6年10月31日の間に特別養子縁組が 成立した養親

■ 調査方法 本調査研究で行った「自治体・民間あっせん機関アンケート調査」で 実施協力が得られた自治体・民間あっせん機関や当事者団体等を

通じて、対象家庭に WEB アンケートへの回答を依頼した。

■ 調査期間 令和6年11月6日~令和7年1月23日

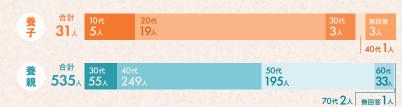
■ 有効回答数

	回収数	有効回答数	有効回答率
養子	36	31	86.1%
養親	535	535	100.0%

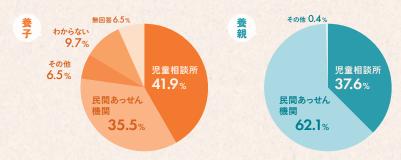
※本調査中の「養子縁組に関する記録」とは、出自に関する情報を含みます。 ※本調査中の「民間あっせん機関」とは、 民間団体(あっせん法成立前に養子縁組を行っていた団体や医療機関等)を含みます。 ※「その他」の回答や自由記述については、一部編集して掲載している場合があります。

■回答者の属性

現在の年齢 (年代別)







本調査にご協力いただいた皆様、 アンケート調査票の配布に ご協力をいただいた機関の皆様に、 心より御礼申し上げます。

特別養子縁組の支援に関わるあなたに届けたい声 ~養子・養親 566 人のニーズと支援のポイント~

発行日: 2025年10月14日

デザイン:長濱愛望

編集・発行元:株式会社 HITOTOWA こども総研

https://hitotowa.jp/

〒203-0021 東京都東久留米市学園町 2丁目 17-12 四季の平屋オフィス

22

お問い合わせ先: kodomosouken@hitotowa.jp

※本冊子の無断複製、転載を禁じます。 引用・参照を行う際は、必ず出典の明記をお願いいたします。

©HITOTOWA こども総研 All Rights Reserved.

21